

平成29年2月17日

写)

安全保障貿易管理課 青木課長補佐殿、飯泉法規係員殿  
安全保障貿易審査課 伊藤統括審査官殿、中村上席審査官殿  
安全保障貿易管理課 桑原係長殿

空気中の物質を検知する装置（貨物等省令第2条第2項第十一号）の改正要望

一般財団法人 安全保障貿易情報センター  
生物・化学兵器製造装置分科会  
主査 藤井 弘史

平成27年9月24日付け27 貿情セ調（経提）第5号にて、空気中の物質を検知する装置（貨物等省令第2条第2項第十一号）の改正を要望致しましたが、不採用の回答とその理由を連絡頂きました。不採用の理由に対するコメントを以下ご連絡するとともに、再度改正要望致します。特に、ホスゲンとシアン化水素の検知装置は、数多く輸出されており、諸外国と比較し、我が国企業にのみ輸出許可取得と言う大きな負担を強いている現状は、問題と考えます。本要望書の採用をご検討お願いします。

1. 不採用理由に対するコメント

不採用理由	CISTEC コメント
CWC の観点、シリアの現状からみて、今すぐ規制からはずす状況ではない。	CWC とシリアの現状についてのご認識は、理解しますが、日本の企業にのみ、輸出許可取得という負担を強いている現状は問題と考えます。諸外国と乖離が出来た理由も調査いたしました。以下ご参照願います。

2. 改正対象

貨物等省令第2条第2項第十一号

3. 現行省令等記載文及び改正提案文

改正案	現行
(貨物等省令第2条第2項第十一号) 空気中の物質を検知する装置であって、次のいずれかに該当するもの イ 前項の第一号及び第三号 に掲げるものについて空気中における濃度が、1立方メートル当たり0.3ミリグラム未満であっても検知することができるものであり、・・・	(貨物等省令第2条第2項第十一号) 空気中の物質を検知する装置であって、次のいずれかに該当するもの イ 前項 に掲げるものについて空気中における濃度が、1立方メートル当たり0.3ミリグラム未満であっても検知することができるものであり、・・・

4. 諸外国と比較し、我が国のみ異なった規制対象となった理由

添付「貨物等省令第2条 平成8年8月28日公布と平成10年8月26日公布比較表」に示すように、平成8年8月28日公布、及びこれより以前は、現行の貨物等省令第2条第1項第一号と第三号の化学物質が、検知対象であったが、平成10年8月26日公布の改正で、化学兵器禁止法で指定物質と規定されている7種類の化学物質、即ち、化学兵器禁止条約の第1種及び第2種指定物質と、その他2つの化学物質が、貨物等省令第2条第1項第二号として、追加され、これに伴い、検知対象としても追

加となり、現在に至っている。これが、現在における我が国政省令と諸外国との差異が発生した経緯と考えられる。平成10年時点で、「前項に掲げるもの」でなく、「前項の第一号及び第三号に掲げるもの」とすべきであったと推定される。

5. 対応するAG原文

Toxic gas monitoring systems and their dedicated detecting components as follows: detectors; sensor devices; replaceable sensor cartridges; and dedicated software therefore

a designed for continuous operation and usable for the detection of chemical warfare agents or AG-controlled precursors at concentrations of less than 0.3 mg/m<sup>3</sup>; or

6. 対応するEU Regulation Council Regulation (EC) No 428/2009

2B351 Toxic gas monitoring systems, other than those specified in 1A004, as follows; and dedicated detectors therefor:

a Designed for continuous operation and usable for the detection of chemical warfare agents or chemicals specified in 1C350, at concentrations of less than 0,3 mg/m<sup>3</sup>; or

7. 対応するEAR

2B351 Toxic gas monitoring systems and their dedicated detecting “parts” and “components” (i.e., detectors, sensor devices, and replaceable sensor cartridges), as follows, except those systems and detectors controlled by ECCN 1A004.c (see List of Items Controlled).

a Designed for continuous operation and usable for the detection of chemical warfare agents or chemicals controlled by 1C350 at concentrations of less than 0.3mg/m<sup>3</sup>; or

8. 提案理由

(1) 検知対象の化学物質を整理すると下表の通りとなり、我が国が、他国より厳しい規制を実施していることがわかる。

検知装置等		検知装置等の対象化学物質				
		我が国政省令	我が国省令	AG	EU	EAR
1の項 (13)	探知若しくは識別の装置	—	軍用化学製剤	Chemical warfare agent	Chemical warfare agent	Chemical warfare agent
3の項 (2)11	空気中の物質の検知装置	2条1項 一号	化学製剤原料	AG controlled precursors	1C350	1C350
		2条1項 三号	化学製剤同等毒性物質の原料			
		2条1項 二号	化学製剤同等毒性物質	対象外 注)	対象外 (1C450)	対象外 (1C355)

注) AGにてPrecursorsとして規定されていないが、化学兵器禁止条約にて、表2剤、及び表3剤として規定。

(2) 貨物等省令第2条第1項第二号に規定されている、二塩化カルボニル（ホスゲン）及びシアン化水素は、民生用途が多々ある、化学製品であり、これらの化学物質を検知する装置は、広く民生用に使用されている。本提案は、我が国産業界にとって意味のある提案である。

添付：貨物等省令第2条 平成8年8月28日公布と平成10年8月26日公布比較表  
以上